

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を十日町市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年2月1日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 宮澤 幸子

第2回 監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）
- 2 監査の対象 農林課・川西支所地域振興課、観光交流課、産業政策課、防災安全課、企画政策課、財政課
- 3 監査対象年度 令和2年度（一部過年度分を含む）
- 4 監査の実施期間 令和2年10月29日から令和2年12月24日まで
- 5 監査の実施場所 十日町市役所 監査委員事務局及び第2委員会室

6 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し関係職員の説明を求めて行った。

7 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討すべき事項が認められた。

なお、軽微な事項については、関係職員からの説明聴取時に指摘したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 農林課・川西支所地域振興課

① 指定事業

「棚田を活用した地域振興について」

(財務関係の予備監査は、棚田地域保全対策事業補助金を実施。)

「川西有機センター指定管理委託」

② 意見

- ・ 棚田地域振興法は5年間の時限立法で時間も限られていることから、取組を希望する地区の掘り起こしや協議会活動の支援など、今後も地域と寄り添い連携しながら取組まれたい。
この取組が今後、農業関係者にとって有意義な内容に発展していくことを望む。
- ・ 川西有機センターについては、生ごみの取り扱いの徹底など地域住民の理解と協力があつての事業である。この施設が今後も有効に活用されることを期待する。

(2) 観光交流課

① 指定事業

「集落食ネットワーク活性化事業補助金」

「大地の芸術祭作品管理事業」

(撤去する基準や撤去後の跡地についてもご説明ください。)

② 意見

- ・ 今回の指定事業に共通することとして、担当課から提出いただいた関係資料からは、事業関係者との協議等に関する記録の確認ができなかった。詳細な協議記録等の作成、保管を行うとともに、担当課内での情報共有を図るよう改善されたい。
また、業務を事業関係者に任せきりにすることなく、常に進捗状況を確認し、市が適切に監督・指示を行うよう改善されたい。
- ・ 大地の芸術祭作品管理事業については、作品の修繕・撤去を行う際、作家や地域等との調整に苦慮しているとの説明であった。作品に対する作家や地域等の思いは理解できるが、作品の維持管理等について明記した契約書(覚書)をあらかじめ取り交わすなどし、速やかに修繕、撤去の対応ができるようにするなど、適正な作品管理に努められたい。
既存作品についても同様に対応いただくことを望む。

(3) 産業政策課

① 指定事業

「ミッション型地域おこし協力隊活用事業」

② 意見

- ・ 隊員に対して、任務の目的を明確にするためにも成果・活動指標の目標値を設定し、隊員が目標値の達成に向かって活動できるよう、委託先に対して指導されたい。
- ・ 地場製品の販路拡大について、他課とも情報共有を行いながら、課題であるECサイトの周知・浸透を図り、売り上げ向上につながるよう、隊員の取組を支援いただきたい。
- ・ 本事業をきっかけに隊員が当市へ定住・定着し、新たな視点や考え方を取り入れながら、この地域の魅力を更に引き出す取組につながっていくことを期待する。

(4) 防災安全課

① 指定事業

「公共的空間安心・安全確保事業（コロナ対策）」

(コロナ禍がもたらす避難計画への影響とその対策についてもご説明ください。)

② 意見

- ・ 市民一人一人の防災に対する危機管理意識をより高めるためにも、継続的な意識啓発の取組に一層努められたい。
- ・ 地域や町内などの自主防災組織は、災害発生時には非常に重要な役割を担うことから、今後も防災訓練などを通じ、災害時には自助・共助がスムーズに行われるよう、組織の育成と活用を図られたい。
- ・ 備蓄品は、現在、市内の複数施設に保管しているとのことだが、災害の種類によっては保管施設まで取りに行けないことも想定される。最低限必要なものは、指定避難所などにできるだけ分散して配置することを今後検討されたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、人権侵害や誹謗中傷への対策を講じながら、今後も適時適切な提供に努められたい。

(5) 企画政策課

① 指定事業

「わか者・女性・子育て世代ジモト回帰促進事業」

② 意見

- ・事業の目的でもある「わか者世代」や「女性及び子育て世代」が、当市に対して理解や関心を抱き、地元就職や定住促進につながるよう、今後も継続的に事業を展開していただくことを期待する。
- ・着手届の提出が確認できない委託事業が複数見受けられた。契約書に明記されている十日町市財務規則別記委託契約条項(※)にある着手届等について委託先から提出いただくよう改善されたい。

(6) 財政課

① 指定事業

「管財第1号 本庁舎等蛍光灯LED化工事」

② 意見

- ・照明のLED化だけでなく、空調設備の使用方法の変更などの取り組みにより、省エネ効果が出ていることを確認できた。今後は、一般財団法人 省エネルギーセンターによる「無料省エネ診断」の結果も活用し、効率性、経済性の観点からも設備の更新や職員の節電意識を高める啓発の実施など、可能な範囲で電気使用量の削減に引き続き取組まれたい。

※十日町市財務規則 別記委託契約条項

(着手届及び業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて着手届及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。